

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計 画 主 体	八 頭 町

八頭町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 八頭町産業観光課
所 在 地 鳥取県八頭郡八頭町郡家 4 9 3
電 話 番 号 0 8 5 8 - 7 6 - 0 2 0 8
F A X 番 号 0 8 5 8 - 7 6 - 0 2 1 7
メールアドレス sangyou-kankou@town.yazu.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下「シカ」という）、ツキノワグマ（以下「クマ」という）、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス」という）、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル（以下「サル」という）、ハクビシン、アナグマ・テン・タヌキ・イタチ・キツネ（以下「アナグマ等」という）、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	八頭町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜類	98 (a) 879 (千円)
シカ	水稲、果樹、野菜類等	52 (a) 713 (千円)
クマ	果樹類	8 (a) 526 (千円)
カラス	果樹類	0.8 (a) 60 (千円)
ヌートリア	水稲、野菜類	— —
アライグマ	野菜類	— —
ハクビシン	果樹類	2.0 (a) 146 (千円)
アナグマ等	野菜類	3.1 (a) 273 (千円)
カワウ	魚類	— —
サル	果樹、野菜類	— —
合計		163.9 (a) 2,597 (千円)

(2) 被害の傾向

○イノシシ

主に、水稲や野菜類の被害が発生している。また、圃場の法面等掘り起こしによる被害も発生している。侵入防止柵等の整備が進んでいる地区では被害が抑えられているが、未整備地区の被害は収まっていない。

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
被害額(千円)	1,368	1,088	1,575	1,368	879
被害面積(a)	117	98	144	143	98

○シカ

被害面積、金額ともに減少してきてはいるものの、依然として水稲や野菜類の被害が発生している。侵入防止柵等の整備が進んでいる地区では被害が抑えられているが、未整備地区の被害は収まっていない。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	1, 187	1, 478	2, 039	416	713
被害面積(a)	101	124	89	27	52

○クマ

主に梨被害や柿被害が多く発生した。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	1, 692	635	429	310	526
被害面積(a)	30	3	6	6	8

○カラス

主に果樹の被害が発生している。梨、柿については、防鳥テグス等の整備、追い払いの実施等により対応しているが、令和5年度は計310千円、令和6年度は計526千円の被害が発生した。

○ヌートリア

目撃情報や被害報告が少ないが、主に水稲や野菜類の被害が発生している。

○アライグマ

目撃情報や被害報告が少ないが、令和5年、6年に1頭ずつ捕獲しており、今後被害が発生する可能性がある。

○ハクビシン

被害報告は少ないが、主に果樹類の被害が発生している。

○アナグマ等

被害報告は少ないが、主に野菜類の被害が発生している。

○カワウ

主に八東川流域と千代川流域で主に鮎の食害が発生している。

○サル

被害は減少してきているが、八東地域において、野菜類や果樹等の被害が発生している。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
被害額(千円)	139	94	128	38	—

被害面積(a)	6	4	2	1	—
---------	---	---	---	---	---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度実績）		目標値（令和10年度）	
	面積（a）	金額（千円）	面積（a）	金額（千円）
イノシシ	98	879	80	700
シカ	52	713	50	700
クマ	8	526	7	500
カラス	0.8	60	0.5	40
ヌートリア	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
ハクビシン	2	146	1.8	131
アナグマ等	3.1	273	2.8	246
カワウ	—	—	—	—
サル	—	—	—	—
合計	163.9	2,597	142.1	2,317

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○全鳥獣対象 猟友会へ捕獲依頼を行い、連携を図りながら、捕獲体制を整備している。</p> <p>○イノシシ、シカ 鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）又は鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金（単県事業）を活用し、電気柵やワイヤーメッシュ柵の整備を推進。また、集落ごとに要望を取りまとめて、町が箱わなを購入・貸出しを行い、地元住民と捕獲従事者</p>	<p>○全鳥獣対象 猟友会会員数はほぼ一定であるが新規会員が少数であることから平均年齢が上がっている。今後のために捕獲従事者の養成・確保が必要。 猟友会の会員と鳥獣の生息状況について情報共有を行い、捕獲効率を高めていく。</p> <p>○イノシシ、シカ イノシシ、シカが農地に侵入するルートを突き止めることが出来ないところがあり、効果的な捕獲ができていない場合があるため、猟友会と連携して痕跡を基に、侵入ルートを突き止めていく。</p>

<p>が連携を図りながら捕獲活動を行う。</p> <p>○クマ 鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に沿って、段階的な対応により、捕獲及び学習放獣を行っている。</p> <p>○カラス 鳥取県鳥獣被害総合対策事業費補助金（単県事業）の活用による防鳥網やテグス等の整備推進の他、煙火や爆裂玉、ロケット花火等による追い払いを実施している。 また、銃猟者による捕獲体制の強化及び、県下での一斉捕獲に参加している。 町内で1カ所カラス檻も設置して捕獲している。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ 防除実施計画に基づき、捕獲体制を強化している。また、研修会を開催するとともに、捕獲従事者の増加を図っている。</p> <p>○サル 囲いわなの設置や研修会等を開催し、地元住民による誘引物除去や追い払いの強化を図り、捕獲や被害の軽減に努めている。</p>	<p>○クマ 「緊急銃猟」の体制を整えるためにマニュアル作成をする必要がある。</p> <p>○カラス カラス檻を設置している地域では、一定数カラスが減少傾向であるが、果樹被害などは継続して続いている。 また、他地域でもカラスによる被害があるため、カラス檻設置を検討していく。 また、県下での一斉捕獲での捕獲数が少ないため、効率的な捕獲が求められる。</p> <p>○ヌートリア、アライグマ ヌートリアについては、繁殖数が多いため、目撃情報があれば即時に対応することが必要。 アライグマについては散発的に目撃情報があるが、過去3年間の総捕獲数は2頭に留まっている。</p> <p>○サル 追い払い用煙火等で追い払いを行っても再び民家に戻ってくる。 また、囲いわなで餌付けするまでに時間を要するためサル檻を設置している集落に継続的な餌付けをしていただく。 行動範囲が広いため、猟友会や町民と連携して住処となる所の把握を行うことが必要。</p>
---	--

防護柵の設置等に関する取組	電気柵やワイヤーメッシュ柵、防鳥網及びテグス等の整備を推進している。		侵入防止柵未整備の地区では被害が継続して発生しており、整備の推進が必要。 また、草が生えると、電気柵の効果が薄くなるので、草刈りの啓発が必要。	
		設置箇所数		延長 (m)
	R5	8		3, 921
	R6	12		4, 910
	R7	10		6, 196
	計	30	15, 027	
生息環境管理その他取組	鳥獣を誘引しない環境づくりのために餌となるものを放置しないよう知識の普及を図っている。		放任果樹事業等で一定の効果は得られているが、放任されている果樹等が放置されている地域もある。事業の啓発が必要。	

(5) 今後の取組方針

<p>【全体方針】 多様な有害鳥獣の特性にあわせて、①侵入防止対策、②捕獲対策、③地域ぐるみで行う被害対策の体制の構築を柱に総合的に対策を行う。 具体的には、地域住民、猟友会、関係機関との連携を強化し、集落単位での防護対策の推進、計画的かつ効率的な捕獲の実施、鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりを進めるとともに、町民一人ひとりの意識向上を図る。 また、鳥獣の生息状況や被害状況を継続的に把握し、状況に応じて対策を見直すなど、実効性のある被害防止対策に取り組む。 各地域に最低でも1人は捕獲を行う人を配置する。</p> <p>【獣種別方針】</p> <p>○イノシシ 侵入防止柵の設置・管理及び一体的に運用する箱わな、くくりわなによる捕獲等、集団的な取り組みを推進する。 また、捕獲奨励金により支援し、捕獲強化に努める。 イノシシの学習能力は高く、箱わなでの捕獲が容易ではないため、アニマルセンサーの活用の普及を図っていく。</p> <p>○シカ 侵入防止柵の設置・管理及び一体的に運用する箱わなによる捕獲等、集団的な取り組みを推進する。 あわせて、獣の隠れ家や進入経路となりうる藪等の刈込みや緩衝帯の整備を促進する。 また、捕獲奨励金により支援し、捕獲強化に努める。</p>

○クマ

果樹園や民家付近に痕跡があった場合は、即座に箱わなを設置し、捕獲に努める。また、民家付近の放任果樹の伐採への取り組みを推進する。
緊急銃猟のマニュアル整備が必要。

○カラス

一斉捕獲及び追い払い、箱わな設置による捕獲等の対策を行う。
現在、箱わなは1基稼働しているが、被害状況に応じて新たに設置を検討する。

○ヌートリア、アライグマ

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○ハクビシン

年間を通じた捕獲を実施し、地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○アナグマ等

年間を通し、農作物の被害報告に応じて、捕獲許可に基づき捕獲を実施する。

○カワウ

鳥取県第13次鳥獣保護管理事業計画の予察表に基づく捕獲を実施し、八頭町内の採餌場に飛来することにより発生する川魚の食害防止を目的とした捕獲対策を強化する。

○サル

追い払い研修を通して、追い払い用煙火の普及に努める。
また、囲いわなでの確保に時間を要するので、侵入経路を基に住処を探り、銃猟での捕獲を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

八頭町猟友会と捕獲業務委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲への従事等を委託している。

課題の一つである若者の狩猟者確保については、補助事業を活用し、銃猟者

の育成及び確保を図っている。

【猟友会の構成員状況】

八頭町猟友会郡家支部 41人

(免許所持者数 わな：40人、第1種：10人、第2種：1人)

八頭町猟友会船岡支部 33人

(免許所持者数 わな：30人、第1種：13人、第2種：0人)

八頭町猟友会八東支部 30人

(免許所持者数 わな：28人、第1種：8人、第2種：2人)

合計 104人

(免許所持者数 わな：98人、第1種：31人、第2種：3人)

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来生物防除実施計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。

【有害捕獲の従事者】（令和7年10月1日現在）

郡家地域 38人 船岡地域 28人 八東地域 27人 合計93人

平成24年6月より八頭町鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣捕獲への指導及び監督を推進している。

【実施隊構成】

町職員 5人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催
令和9年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催
令和10年度	全鳥獣	・捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・箱わな等の整備 ・捕獲講習会等の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
○イノシシ 近年、豚熱の影響で捕獲数が減少傾向であるが、収束してきたことを踏まえ

て、年間450頭を計画数とする。水稻や野菜類の被害があり、町全域で捕獲を実施する。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	686	579	514	311	373

○シカ

捕獲数は2,000頭前後ではあるが、更なる捕獲の強化を図り年間2,600頭を計画数とする。水稻、野菜類のほか、近年は果樹の被害も発生しており、町全域で捕獲を実施する。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	2,185	2,722	2,298	1,978	2,128

○カラス

令和6年度はカラス檻の中にシカ、イノシシの死骸を投入したことにより、捕獲数が増加した。年間100羽を計画数とする。そのうち、一斉駆除20羽を捕獲目標とする。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	10	34	39	14	171

○ヌートリア

捕獲数が年々減少方向には向かっているが、過去の実績から年間30頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	5	18	6	12	5

○アライグマ

目撃情報及び捕獲数は少ないため、年間10頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
捕獲数（頭）	1	—	—	1	1

○ハクビシン

目撃情報及び捕獲数は少ないため、年間30頭を目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。

○アナグマ等

野菜類を中心に被害が発生しており、年間60頭を目標数とし、被害報告に基づき速やかに対応できる捕獲体制を整備する。

○カワウ

鮎を中心に被害が発生しており、令和5年度は98羽、6年度には84羽の捕獲があった。このことから年間100羽の捕獲を目標数とする。

○サル

梨・柿等の果樹を中心に広い作目で被害が発生しており、令和5年度は3頭、6年度には9頭の捕獲があった。このことから年間10頭を目標数とし、被害報告時に加害個体を対象に速やかに対応出来る捕獲体制を整備する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R8年度	R9年度	R10年度
イノシシ	450頭	450頭	450頭
シカ	2,700頭	2,700頭	2,700頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ヌートリア	30頭	30頭	30頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アナグマ等	60頭	60頭	60頭
カワウ	100羽	100羽	100羽
サル	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容

(八頭町全体)

○イノシシ

- ・捕獲手段：箱わな、くくりわな、猟銃
- ・実施予定時期：通年

○シカ

- ・捕獲手段：箱わな、くくりわな、猟銃
- ・実施予定時期：通年

○カラス

- ・捕獲手段：猟銃による一斉駆除を基本とする。その他、猟銃及び捕獲わなによる有害駆除。
- ・実施予定時期：一斉駆除は2回／年、その他の猟銃は不定期、捕獲わなは通年

○ヌートリア、アライグマ
・捕獲手段：箱わなを基本とする。
・実施予定時期：通年
○ハクビシン
・捕獲手段：箱わなを基本とする。
・実施予定時期：通年
○アナグマ等
・捕獲手段：捕獲許可に基づき箱わなによる捕獲を行う。
・実施予定時期：通年
○カワウ
・捕獲手段：猟銃（空気銃）による有害駆除。
・実施予定時期：漁業被害の発生期間
○サル
・捕獲手段：サル専用囲いわな及び銃器を基本とする。
・実施予定時期：通年
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・シカ	電気柵3,000m ワイヤーメッシュ柵 5,000m	電気柵3,000m ワイヤーメッシュ柵 5,000m	電気柵3,000m ワイヤーメッシュ柵 5,000m
クマ・サル	複合柵1,000m	複合柵1,000m	複合柵1,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ・シカ	・侵入防止柵周辺の	・侵入防止柵周辺の	・侵入防止柵周辺の

	刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・箱わなどの一体的な管理及び運用 ・各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上	刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・箱わなどの一体的な管理及び運用 ・各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上	刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・箱わなどの一体的な管理及び運用 ・各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上
クマ・サル	・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・花火等による追い払い	・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・花火等による追い払い	・侵入防止柵周辺の刈払い ・定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 ・花火等による追い払い

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、シカ、クマ、サル等	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
令和9年度	イノシシ、シカ、クマ、サル等	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置
令和10年度	イノシシ、シカ、クマ、サル等	・農作物残さの除去 ・放任果樹の撤去 ・緩衝帯の設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
八頭町	①クマの目撃や出没情報があった場合は、防災行政無線等で住民等への注意喚起を行う。 ②放任果樹等の誘引物の除去等を行い、出没しにくくなる生活環境の整備を行う。

	<p>③クマが錯誤捕獲された場合は、関係機関と連携を図り、学習放獣等を行う。</p> <p>④侵入防止柵等の設置を推進する。</p> <p>⑤クマによる農作物被害又は、人身被害の危険性が高い場合は、有害捕獲許可を行い、捕殺処分を行う。</p>
鳥取県 鳥獣対策課	<p>①クマの錯誤捕獲時は、町と連携しながら学習放獣を行う。</p> <p>②クマの有害捕獲時は、町と連携しながら殺処分した個体の確認及び調査等を行う</p> <p>③緊急時は現地対策本部及び駆除班に助言等を行う。</p>
郡家警察署	<p>①緊急時は、現場周辺のパトロール、交通整理、広報活動等を行う。</p>

(2) 緊急時の連絡体制

<p>八頭町役場産業観光課→八頭町役場（総務課防災室→八頭町消防団） （教育委員会→小中学校） （町民課→保育所）</p> <p>→鳥取県鳥獣対策課 →郡家警察署・八頭町猟友会・出没地域集落区長</p>

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

<p>埋設及び焼却等、適切に処理を行うほか、若桜町にある解体処理施設（わかさ29工房）が稼働しており、施設で処理した肉を食材として県内外へ販売している。</p> <p>豚熱の影響により、イノシシの搬入が一時停止されていたが、猪鹿庵が条件付きで受入を開始。</p>

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	若桜町にある解体処理施設（わかさ29工房）が稼働しており、主にイノシシとシカを処理している。処理された肉は食肉として県内外に販売している。
ペットフード	食肉外の残滓物を原料に使用し、有効活用を図る。
皮革	
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	

(2) 処理加工施設の取組

若桜町にある解体処理施設(わかさ29工房)の維持管理等の経費を八頭町と若桜町の両町で負担し、ジビエ普及に努めている。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

会員として所属する、いなばのジビエ推進協議会を通じて、良質なジビエ供給確保のため、狩猟者育成研修を行っている。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	八頭町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
八頭町	八頭町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・協議会の運営に関すること
鳥取いなば農業協同組合	八頭町の ・被害防除に関すること ・協議会の運営に関すること
各集落農事実行組合	八頭町の鳥獣による農業被害に関すること
八頭町猟友会	八頭町地域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 鳥取県鳥獣対策課 鳥取県東部農林事務所農商工連携チーム	全体計画の支援に関すること。
鳥取森林管理署	協議会の支援に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止対策を効果的かつ効率的、持続的に実施するための体制整備として、鳥獣被害対策実施隊を設置している。

①活動内容

捕獲、追払い等 ②隊員数 町職員 5名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○クマ対策 緊急銃猟が必要になる場合を想定して、銃猟免許取得者の中から出動が可能な者に要請し、捕獲体制の整備を行う。また、出没状況に応じて第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画に基づく対応を実施する。 ○捕獲の実施体制の維持・強化 ベテランのハンターに新規狩猟者の指導をしていただき、捕獲による被害防止対策の維持・強化を図っている。また侵入防止柵を設置した地区においても地域ぐるみによる被害防止の知識・技術の向上を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

侵入防止柵の補助制度について、広報等を通じて、広く周知していく。また、八頭郡内の3町で連携し、中型獣の捕獲に係る研修会を実施するほか、侵入防止柵と連動して運用する箱わなについても捕獲効率を高めるための研修会の実施を検討する。 引き続き野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生していることから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで引き続き感染拡大防止を図る。
